

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第三十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第四十四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第四十四項の規定は、令和四年四月一日から適用する。